別記第１５号様式の１１

|  |
| --- |
| 省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法用）（第一面）　下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。　この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。年　　月　　日　　　　　　　　　　殿代表となる工事監理者　住所　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　）　　　　会社名　　　　　　　　　（　）級建築士事務所（　）登録第（　）号氏名　　　　　　　　　（　）級建築士（　）登録第（　）号工事施工者　住所　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　）　　　　会社名　　　　　　　　　　　建設業の許可　大臣・知事　第（　）号氏名　　　 　　　　　　（　）級建築士（　）登録第（　)号建築主　　　住所 　　　　　　　　　　　　　電話　　　（　　）　　　　氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）記 |
|  | 工事現場 | 名称 |  | 　 |
| 建築場所 | 　　　　　区　　　　　市 |
| 確認・計画通知、年月日及び番号 | 　　　　年　　月　　日　　第　　　　　号 |
| 計画変更年月日及び番号 | 　　　　年　　月　　日　　第　　　　　号 |
| 構造 | 木造・Ｓ造・ＲＣ造・ＷＲＣ造・ＳＲＣ造・混構造（　　造＋　　造）・その他（　　　） | 工事種別 | 新築・増築・改築 |  |
| 規模 | 地上　　　階・地下　　　階・ＰＨ　　　階 | 用途 |  |
| 建築面積　　㎡・延面積　　㎡・最高の高さ　　ｍ |
|  | 仕様・計算併用法の種別 | □外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法□外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準 |  |
|  |  |
|  | 当該建築物において活用している他の評価方法（該当する□にレを記入） | □仕様基準　　　□標準計算法　□モデル建物法　□モデル建物法（小規模版）□標準入力法 |  |
|  | 他の評価方法を活用している部分 | 評価方法 | 建築物の部分 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |

|  |
| --- |
| （第二面）　適合判定通知書 |
|  | 建築物エネルギー消費性能確保計画 | 　　　　　年　　月　　日　　適合通知書番号　　第　　　　号 |  |
| 　計画変更 |
|  | 変更計画書番号―１ | 　　　　　年　　月　　日　　適合通知書番号　　第　　　　号（変更内容） |  |
| 変更計画書番号―２ | 　　　　　年　　月　　日　　適合通知書番号　　第　　　　号（変更内容） |
| 変更計画書番号―３ | 　　　　　年　　月　　日　　適合通知書番号　　第　　　　号（変更内容） |
| 　軽微な変更 |
|  | 軽微変更番号等―１ | 　　　　　年　　月　　日　軽微な変更説明書番号　第　　　　号（変更内容） |  |
| 軽微変更番号等―２ | 　　　　　年　　月　　日　軽微な変更説明書番号　第　　　　号（変更内容） |
| 軽微変更番号等―３ | 　　　　　年　　月　　日　軽微な変更説明書番号　第　　　　号（変更内容） |
|  |
|  | 総合所見 |  |  |
|  |

|  |
| --- |
|  （第三面） 　［外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法の場合］　報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。） |
|  | 項目 | 報告事項 | 照合を行った設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |  |
| 基本情報 | (1)　建て方及び居室の構成等 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (2)　床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| 外皮 | 1. 断熱材の仕様及び設置状況
 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (2)　構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| （3）窓の仕様及び設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。） |  |  |  |
| 暖房設備 | (1)　暖房方式及び暖房設備機器の種類 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| 1. 暖房設備機器の仕様及び性能
 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (3)　暖房設備等の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| 冷房設備 | (1)　冷房方式及び冷房設備機器の種類 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (2)　冷房設備機器の仕様及び性能 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (3)　冷房設備等の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
|  | 換気設備 | (1)　換気方式、換気設備の仕様及び性能 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |  |
|  | (2)　換気設備等の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |  |
|  |

|  |
| --- |
| （第四面） |
|  | 給湯設備 | (1)　給湯設備の有無及び熱源機の種類 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |  |
| (2)　給湯設備機器の仕様及び性能 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (3)　ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| 照明設備 | 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び制御等の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| 太陽光発電設備 | (1)　パワーコンデショナの低下負荷効率 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (2)　太陽電池アレイの種類及び容量 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (3)　パネルの設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| 太陽熱利用設備 | (1)　太陽熱利用設備の種類 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (2)　液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (3)　液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (4)　空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (5)　空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
|  | コージェネレーション設備 | (1)　コージェネレーション機器の品番及び種類 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |  |
|  | (2)　逆潮流の有無 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |  |
|  |

|  |
| --- |
| （第五面）　［外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準の場合］　報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。） |
|  | 項目 | 報告事項 | 照合を行った設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |  |
| 基本情報 | (1)　建て方及び居室の構成等 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (2)　床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| 外皮 | (1)　熱的境界となる部位及び面積 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流率 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (3)　窓の仕様及び設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (4)　構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (5)　基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| 暖房設備 | (1)　暖房方式 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (2)　暖房設備の仕様及び設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| 冷房設備 | (1)　冷房方式 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
| (2)　冷房設備の仕様及び設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |
|  |

|  |
| --- |
| （第六面）　 |
|  | 換気設備 | 換気設備の仕様及び設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |  |
|  | 照明設備 | 非居室の照明設備の仕様及び設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |  |
|  | 給湯設備 | 給湯設備の仕様及び設置状況 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ | 適・不適 |  |
| （注意）１　本様式は、「仕様・計算併用法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。２　計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。３　「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第３条第１項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。４　「確認方法」の欄は、Ａ・Ｂ・Ｃのうち、該当するものを○で囲んでください。Ｃに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。　 （Ａ：目視による立会確認、Ｂ：計測等による立会確認、Ｃ：施工計画書等・試験成績書等による確認）５　本様式は、代表となる工事監理者が作成し、２部（正本、副本）提出してください。　なお、確認後１部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。６　総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。 |